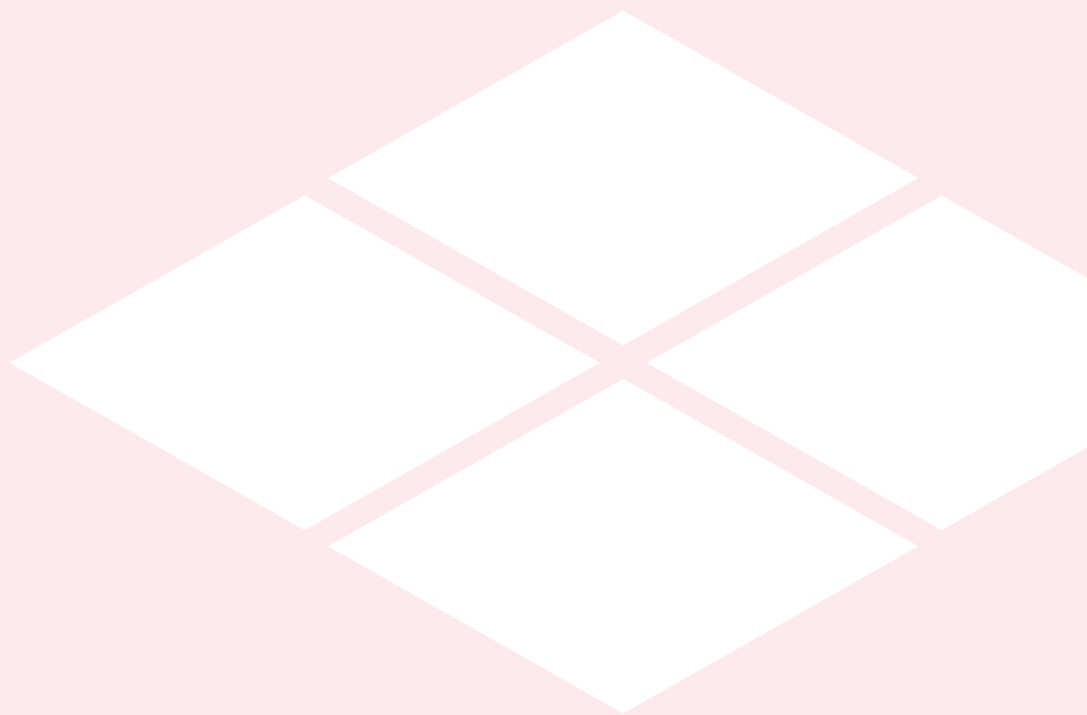




第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 食育とは

「食育」とは、食習慣に関することをはじめ、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝、食を通じたコミュニケーション、食の安全・安心に関する情報の選択、いざというときのための備え、環境への配慮など、幅広い分野にわたるものです。

食育基本法*では、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とこととされています。

(2) 計画の背景

平成 17（2005）年 6 月に食育基本法が制定され、本市では、同法に基づき、平成 21（2009）年度に甲府市食育推進計画、平成 26（2014）年度に第 2 次甲府市食育推進計画、令和元（2019）年度に第 3 次甲府市食育推進計画を策定し、関係機関・団体等、多くの関係者とともに食育を推進してまいりました。更に、「健康都市こうふ基本構想」（平成 30（2018）年 3 月策定）の「人」、「地域」、「まち」による「健康の好循環」の考えや、健康づくりに対する「想い」や「価値観」などを多くの人と共有する「健康都市宣言」（令和元（2019）年 9 月制定）の考えを取り入れる中、特に心身の健康増進を意識し、取組を推進してまいりました。

近年、食への関心は高まる傾向にあり、高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸や生活習慣病*の予防につながる健康的な食生活の重要性は増えています。特に、若者世代においては、朝食の欠食*や栄養バランスを考えた食事を実践している人の割合が低いなどの課題を依然として抱えています。

また、人口減少や世帯構造の変化、新型コロナウイルス感染症の影響等により、食の外部化など、食を取り巻く社会情勢は変化を続け、食に関する価値観や暮らしのあり方が多様化しています。

このような情勢を踏まえ、国は「第 4 次食育推進基本計画*」を、県は「第 4 次やまなし食育推進計画」を定めています。本市においても、社会情勢の変化に的確に対応し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められます。

(3) 計画の目的

上記の背景を踏まえ、市民一人ひとりが「食育」について関心や理解を深め、生涯にわたって健康的な食生活を継続的に実践できるよう、本市の食育の目指す方向を示し、関係者と連携を図りやすくするとともに、食育を推進する具体的な手段を明確にすることを目的とします。

(4) 食育と SDGs

食育の推進は、「3 すべての人に健康と福祉を」や「12 つくる責任 つかう責任」など、SDGs*の多くの目標と関連性が高い重要な取組です。SDGs の視点を踏まえ本計画を策定し、食育の推進による目標の達成を目指します。

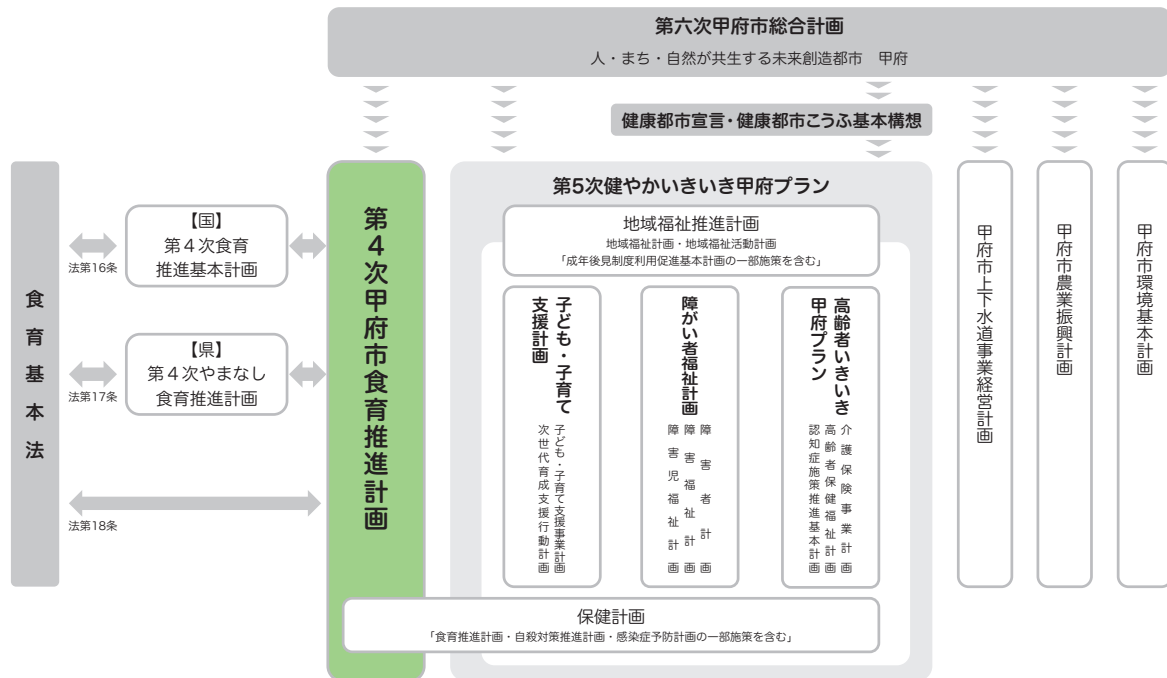
SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に規定する市町村食育推進計画です。実施にあたっては、「第六次甲府市総合計画*」「第5次健やかいきいき甲府プラン」をはじめとした関連計画との整合・調整を図るものとします。

図表1 本計画の位置づけ



※「子ども・子育て支援計画」については、令和7（2025）年3月の改定を予定しているため、本計画では、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度の計画の内容を表記しております。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度を初年度として、令和11（2029）年度までの6年とします。ただし、期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

4 計画の進行管理と推進体制

本計画は、後述する基本理念の達成に向け、関係部局や関係団体等と緊密な連携を図りながら、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、「甲府市食育推進計画協議会」において、点検及び評価を行います。

また、本計画は市の計画であるため、市が実施する事業を中心とした内容となっているものの、本市の食育を推進するためには、市民・家庭、地域、教育機関、医療機関、企業・事業所、生産者、関係団体及び行政がそれぞれの役割に応じて、互いに連携していくことが重要です。そのため、本計画では上記関係者の役割を示しながら、全ての関係者を推進体制の一員と捉え、本市の食育を推進していくことを目指しています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

計画策定にあたって

